

## わいせつ事案防止対策有識者会議設置要綱

(設置目的)

第1条 教職員によるわいせつ事案の防止に資する方策等を教育長に提言するため、「わいせつ事案防止対策有識者会議」(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次の事項について、専門的知見から検討を行う。

- (1) これまでのわいせつ事案の防止策の評価、改善に関する事項
- (2) わいせつ事案の発生防止のための新たな方策
- (3) その他方策の検討に必要な事項

(設置期間)

第3条 会議の設置期間は、令和3年4月30日までとする。

(構成員)

第4条 会議は、精神科医、臨床心理士、弁護士、市町村教育委員会及び県立学校関係者等わいせつ事案の防止に関する専門的知見を有する者等から選定した者5名程度をもって構成する。

2 会議の構成員(以下「構成員」という。)の選任期間は、会議設置の日から令和3年4月30日までとする。

(座長)

第5条 会議に座長1人を置く。

- 2 座長は、構成員の互選により定める。
- 3 座長は、会議における意見を取りまとめる。
- 4 座長が不在のときは、あらかじめ座長が指名する者が代理する。

(会議の開催)

第6条 会議は、教育長が必要に応じて開催する。

2 教育長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者を出席させることができる。

(会議の公開等)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、神奈川県情報公開条例第5条各号に該当する情報を取り扱う場合は、会議の決定により、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。会議資料についても、会議の公開に準じて取り扱うものとする。

(守秘義務)

第8条 構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、教育局行政部行政課が行う。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月28日から施行する。

## 検討スケジュール

### ○第1回会議

- ・不祥事の発生状況とこれまでの取組の評価・課題
- ・わいせつ事案の発生原因等の分析と対応の方向性等

### ○第2回会議

- ・第1回会議の議論の整理
- ・具体的方策の検討等

### ○第3回会議

- ・第2回会議の議論の整理
- ・実施に向けた具体的方策の検討
- ・まとめ 提言案の検討等

## わいせつ事案防止対策有識者会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、わいせつ事案防止対策有識者会議（以下「会議」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の決定等)

第3条 一般の定員は、10人以内とし、会議の都度、座長が会議室の収容人員等を考慮して定める。

2 会議の事務局（以下「事務局」という。）は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。

3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は抽選により傍聴人を決定する。

(傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

(1) 決定した傍聴人以外の者

(2) 会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしてはならない。

(写真、映画、テレビ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に座長の許可を得た場合は、この限りでない。

(秩序の維持)

第7条 座長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 座長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示させたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(実施細目)

第8条 この要領に定めのない事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、令和3年1月28日から施行する。